

『更生支援計画書』作成方法と活用方法についての研修ご案内

当会、県弁護士会および福岡県社会福祉士会の三者は、刑事事件において、弁護士（弁護人）と福祉職とが円滑に連携できるよう協定を取り交わし、弁護人への福祉職紹介制度の運用を開始しております。こうした制度の活用により弁護人から、福祉職に対し、罪に問われた障がい者支援に向け更生支援計画の策定を依頼するケースが増加することが予測されます。

更生支援計画書は本人の今後の安定した生活や更生のために役立てられるもので、本人にとって非常に重要なものです。

ただし、更生支援計画の作成には、参考となる資料・マニュアルもそれほど多くありません。そのため、更生支援計画をどのように策定すべきか迷われるケースも多いかと存じます。

そこで、この度、この分野の第一人者である山口県立大学社会福祉学部教授の水藤昌彦氏をお招きし、更生支援計画書の作成方法と活用方法と題して、策定を依頼する側の弁護士がすべきこと、策定の依頼を受けた福祉職がすべきことについて、ご講義を頂くこととなりました。



皆様の活動にとって、非常に有意義な研修となりますので、奮ってご参加ください。

▶日時:2026年3月10日(火)17:30~19:00

▶開催方法:ハイブリッド開催

○対面希望の方場所:福岡県弁護士会館 2階大ホール
福岡市中央区六本松4丁目2-5

○Zoom 参加希望の方:申込締切後メールにて案内します。

▶参加費:無料

▶申込締切日:2026年2月28日(土)



※右記 QR コードよりお申込みください。

申込締切後、正式なご案内をメールにて行います。アドレスの間違いが無いようご入力ください。

弁護士会のご厚意により当研修会のお声掛けをいただいております。

この機会に奮ってご参加ください。



講師:水藤 昌彦(みずとうまさひこ)氏:山口大学社会福祉学部教授

モナシュ大学院にて社会福祉学の修士号を取得。2001年からビクトリア州政府のヒューマンサービス省で障がいのある犯罪者への対応に従事し、その後社会福祉法人北摂杉の子会を経て現職。『「司法と福祉の連携」の展開と課題』、『触法障害者の地域生活支援』、『更生支援計画をつくる』など共著書多数。

〈お問合せ先〉

一般社団法人 福岡県精神保健福祉士協会 事務局
(TEL) 092-753-7002

※TELでのお問い合わせは平日 10:00~18:00 の間でお願いいたします。